

(環境委員会)

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、環境省の地方支分部局である地方環境事務所について、同省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、その名称を地方環境局に改める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。
- 二、地方環境局の内部組織を、現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。
- 三、この法律は、令和八年七月一日から施行する。